

平成31年度 私立幼稚園 入園手続きのご案内

【入園年齢】 年少児 平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ
 年中児 平成26年4月2日～平成27年4月1日生まれ
 年長児 平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれ

学校 法人名	幼稚園名 (所在地)	幼稚園見学会&説明会	募集人員		連絡先
			年少児	年中児	
知立学園	知立幼稚園 (山屋敷町)	個別対応の幼稚園見学で入園に関する説明をします。1日1組～4組のご家族をお受けします。幼稚園見学はホームページまたは電話でお申込みください。	70人	若干名	☎81-1251
	桜木幼稚園 (中町)		100人	若干名	☎81-3348
	長篠幼稚園 (長篠町)		70人	若干名	☎81-3422
名鉄学園	はなの木幼稚園 (昭和)	9月1日(土) 午前10時から受付は30分前から行います。 ※お越しになれない人は個別での対応も行いますのでご相談ください。	130人	若干名	☎81-3693

【入園願書の配布】 入園手続きに必要な願書の配布が始まる日です。

- 知立学園 9月3日(月) 午前9時から随時配布
- 名鉄学園 9月1日(土) 午前9時から随時配布

【入園願書の受付】 入園手続きが始まる日です。

- 10月1日(月) 午前9時から受付

私立幼稚園就園奨励費補助金

私立幼稚園に在園するお子さんは市から授業料の補助が受けられます。

▶問合せ 子ども課 保育係 (☎95-0121)

□補助金を受けるには？

- ① 市民税所得割額をご確認ください。
市民税所得割額確認方法：市民税・県民税特別徴収税額通知書または納税通知書に記載されています。
(紛失、確認不可の場合は税務課市民税係にお尋ねください。)
- ② 補助金額は世帯（父母または祖父母）の合計の市民税額により、本号5ページ [表1]、[表2] のとおり補助金を支給します。
- ③ 補助金は通園先の幼稚園を通して受付けます。
(申込用紙は幼稚園から各家庭に配布され、提出先も幼稚園となります。)
- ④ 補助金は申請した年度の3月中に支給されます。



補助金の手続きは、通園先の幼稚園で行うため申請漏れの心配はありません。

私立幼稚園就園奨励費補助金

□平成30年度補助金額

[表1]

区 分		補 助 金 額		
		就園していない兄・姉がいない世帯から就園している場合の最年長者 (第1子)	就園していない兄・姉がいない世帯から2人以上就園している場合の次年長者または就園していない兄・姉が1人いる世帯から就園している場合の最年長者 (第2子)	就園していない兄・姉がいない世帯から3人以上就園している場合の左記以外の園児、就園していない兄・姉が1人いる世帯から2人以上就園している場合の次年長者または就園していない兄・姉が2人以上いる世帯から就園している場合の最年長者 (第3子以降)
生活保護法の規定による保護を受けている世帯等		年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
平成30年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯	ひとり親世帯等	年額 308,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
	上記以外世帯等	年額 272,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
平成30年度に納付すべき市町村民税の所得割課税の額が77,100円以下となる世帯	ひとり親世帯等	年額 272,000円	年額 308,000円	年額 308,000円
	上記以外世帯等	年額 187,200円	年額 247,000円	年額 308,000円

[表2]

区 分		補 助 金 額		
		就園していない兄・姉がいない世帯から就園している場合の最年長者 (第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者または小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左記以外の園児または小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左記以外の園児および小学校1～3年生に兄・姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
平成30年度に納付すべき市町村民税の所得割課税の額が211,200円以下となる世帯		年額 62,200円	年額 185,000円	年額 308,000円
上記区分以外の世帯		※5,000円	年額 154,000円	年額 308,000円

【表1・表2 注意事項】

1. 年度の途中で入退園または転出した場合は、在園月数等に応じた補助金額となります。
表2の※に当てはまる人は、平成30年10月1日現在で通園している場合のみ対象となります。
2. 父母ともに所得のある場合は、父母の市町村民税所得割額の合計額が基準となります。ただし、平成30年1月1日に指定都市に在住の人は個人住民税所得割額の標準税率は旧税率で所得階層を判定します。
3. 父母ともに市民税が非課税の場合で、祖父母等と同居の場合は、その祖父母等の市町村民税所得割額の合計額が基準となります。
4. 所得割課税の額が77,100円以下の世帯の場合、多子の算入は年齢制限がありませんが、所得割課税の額が77,100円を超える世帯の場合、多子の算入は小学校1年生～3年生の兄・姉までです。
5. 市町村民税所得割額による基準額は、住宅借入金等特別控除等の控除前の額となります。

□第三子補助金

さらに、第3子であれば、上記とは別に年間120,000円（月額10,000円）を補助します。

※ただし、幼稚園就園奨励費とあわせて幼稚園に支払う保育料を上回ることにはできません。

※第3子とは、保護者が児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を3人以上養育している場合で、その出生の最も早い者から順に数えて第3番目以降の児童をいいます。（満3歳は除く。）